

整理番号	315131	製品名	工業用ギヤオイル (TO-GO 100N,150N,220N,320N)
作成改訂日	2016年6月1日	会社名	トラスコ中山株式会社

安全データシート(SDS)

1 製品及び会社情報

製品名 : 工業用ギヤオイル (TO-GO 100N,150N,220N,320N)
 会社名 : トラスコ中山株式会社
 住所 : 〒105-0004 東京都港区新橋4丁目28番1号
 担当部門 : 東京本社商品部PB品質保証課
 電話 : 0120-509-849
 FAX : 0120-509-839

2 危険有害性の要約

GHS分類

分類基準に該当しない

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル

該当しない

注意喚起語

該当しない

危険有害性情報

該当しない

3 組成、成分情報

単一製品・混合物の区分

混合物

成分及び含有量(wt%)

物質名	CAS No.	含有量(wt%)
鉱油	企業秘密	90~100
有機モリブデン	企業秘密	<1

4 応急措置

吸入した場合

新鮮な空気の場所に移し、体を毛布などで覆い、保温して安静に保ち、必要に応じて医師の診断を受ける。

皮膚に付着した場合

大量の水および石鹼で洗い流す。

外観に変化がみられたり、痛みがある場合には医師の診断を受けること。

目に入った場合

直ちに大量の清浄な流水で15分以上洗う。瞼の裏まで完全に洗うこと。

出来るだけ早く医師の診断を受けること。

飲み込んだ場合

無理に吐かせないで、医師の診断を受ける。口の中が汚染されている場合には、水で充分に洗うこと。

5 火災時の措置

消火剤

粉末、炭酸ガス、泡、乾燥砂

特定の消火方法

水を消火に用いてはならない。

可燃性のものを周囲から早く取り除く。

指定の消火剤を使用すること。

整理番号	315131	製品名	工業用ギヤオイル (TO-GO 100N,150N,220N,320N)
作成改訂日	2016年6月1日	会社名	トラスコ中山株式会社

消火活動は風上より行う。
初期火災には粉末、二酸化炭素、乾燥砂等を用いる。
大規模火災には泡消火剤を用いて空気を遮断する。
高温にさらされる密封容器は水を掛け冷却する。

消火を行う者の保護
適切な保護具(耐熱性着衣)を着用する。

6 漏出時の措置

人体に対する注意事項

作業の際は適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。

環境に対する注意事項

河川等に排出され、環境への影響を起こさないよう注意する。

除去方法

付近の着火源、高温体及び付近の可燃物を速やかに取り除く。

着火した場合に備えて適切な消火器を準備する。

衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。

乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させ、大量の場合は盛り土で囲って流出を防止する。

漏出物は密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。

付着物、廃棄物等は関係法規に基づいて処置をする。

風上から作業し、風下の人を退避させる。

7 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策

換気のよい場所で取り扱う。

周囲での火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。

静電気対策のため装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)のものとする。

取扱い後は、手、顔等をよく洗い、うがいをする。

取扱い場所の近くに緊急時に洗顔及び身体洗浄を行うための設備を設置する。

漏れ、あふれ、飛散しないようにし、みだりに蒸気を発生させない。

取扱い場所には関係者以外の立ち入りを禁止する。

休憩場所には手袋等の汚染された保護具を持ち込んではならない。

皮膚、粘膜又は着衣に触れたり、眼に入らないよう適切な保護具を着用する。

密閉された場所における作業には十分な局所排気装置を付け適切な保護具を着けて作業すること。

注意事項

発散した蒸気(粉じん)を吸い込まないようにする。

屋外での取り扱いは、できるだけ風上から作業する。

安全取扱い注意事項

容器を転倒させ、衝撃を加え、又は引きずる等の粗暴な取扱いをしない。

容器はその都度密栓する。

保管

適切な保管条件

直射日光を避ける。

火気熱源から遠ざける。

通気のよい場所で容器を密閉し冷暗所に保管する。

防湿に留意する。

長期間の保管を避ける。

安全な容器包装材料

特になし。

8 暴露防止及び保護措置

設備対策

取扱い設備は防爆型を使用する。

排気装置を付けて蒸気が滞留しないようにする。

整理番号	315131	製品名	工業用ギヤオイル (TO-GO 100N,150N,220N,320N)
作成改訂日	2016年6月1日	会社名	トラスコ中山株式会社

取扱い場所の近くには高温、発火源となるものが置かれないような設備とすること。
屋内作業の場合は、作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置などにより作業者が暴露から避けられるような設備とすること。

管理濃度

物質名	管理濃度	許容濃度(ACGIH)
鉛油	データなし	TWA 5mg/m ³ (mist)

保護具

呼吸器用の保護具

必要に応じて有機ガス用防毒マスクを着用する。

手の保護具

耐油性手袋

目の保護具

普通眼鏡型、側板付き普通眼鏡型、ゴーグル型

皮膚及び身体の保護具

長袖作業服等

適切な衛生対策

作業中は飲食、喫煙をしない。

マスク等の吸着剤の交換は、定期又は使用の都度行う。

9 物理的及び化学的性質

形状	:	液状
色	:	緑黄色透明
臭い	:	オイル臭
pH	:	データなし
沸点(°C)	:	データなし
融点(°C)	:	データなし
引火点(°C)	:	266
発火点(°C)	:	データなし
爆発特性(%)		
下限	:	データなし
上限	:	データなし
蒸気圧(KPa)	:	データなし
蒸気密度	:	データなし
密度(g/cm ³)	:	0.89
溶解性	:	難水性
オクタノール/水分配係数	:	データなし
分解温度	:	データなし

10 安定性及び反応性

安定性

通常条件で安定

反応性

自己反応性なし

避けるべき条件

火気、酸化剤との接触

危険有害な分解生成物

熱分解させるとCO(一酸化炭素)、NOx(窒素酸化物)、SOx(硫黄酸化物)等が発生するおそれがある。

11 有害性情報

物質名	急性毒性 (経口)	急性毒性 (経皮)	急性毒性 (吸入:ガス)	急性毒性 (吸入:蒸気)	急性毒性 (吸:粉塵、ミスト)	皮膚腐食性/ 刺激性	眼に対する重篤 な損傷性/眼刺 激性

整理番号	315131	製品名	工業用ギヤオイル (TO-GO 100N,150N,220N,320N)			
作成改訂日	2016年6月1日	会社名	トラスコ中山株式会社			

鉛油	分類できない						
有機モリブデン	分類できない						

物質名	呼吸器感作性または皮膚感作性	生殖細胞変異原生	発がん性	生殖毒性	特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	特定標的臓器/全身毒性(反復暴露)	吸引性呼吸器有害性
鉛油	呼吸器感作性:分類できない、皮膚感作性:分類できない	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない
有機モリブデン	呼吸器感作性:分類できない、皮膚感作性:分類できない	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない	分類できない

12 環境影響情報

物質名	水生環境有害性(急性)	水生環境有害性(慢性)
鉛油	分類できない	分類できない
有機モリブデン	分類できない	分類できない

13 廃棄上の注意

残余廃棄物の廃棄方法

廃液、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。

排水処理、焼却装置等により発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、許可を受けた産業廃棄物処理業者に委託すること。

廃棄物等を焼却処理する場合は、有毒ガス発生のおそれがあるため、適切な除去装置のある焼却炉を使用すること。

汚染容器・包装の廃棄方法

空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去した後、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理する。

14 輸送上の注意

国内規制

陸上輸送

消防法、労働安全衛生法等に定められている運送方法に従う。

海上輸送

船舶安全法等に定められている運送方法に従う。

航空輸送

航空法等に定められている運送方法に従う。

輸出

輸出貿易管理令 別表第1の16の項に該当

整理番号	315131	製品名	工業用ギヤオイル (TO-GO 100N,150N,220N,320N)
作成改訂日	2016年6月1日	会社名	トラスコ中山株式会社

国際規制

国連分類

該当しない

国連番号

該当しない

容器等級

該当しない

15 適用法令

高圧ガス保安法

該当しない

消防法

第4類第4石油類(指定数量:6,000L)危険等級Ⅲ

労働安全衛生法

法57条の2(名称等を通知すべき有害物) 労働安全衛生法2016年6月1日改正

鉱油

モリブデン及びその化合物(有機モリブデン)

法57条(名称等を表示すべき有害物) 労働安全衛生法2016年6月1日改正

鉱油

有機溶剤中毒予防規則

該当しない

化学物質管理促進法(PRTR法)

該当しない

毒物及び劇物取締法

該当しない

水質汚濁防止法

施行令第3条生活環境汚染項目(排水基準) 鉱油 5mg/L以下

指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)【46 モリブデン及びその化合物】

下水道法

施行令第9条排出基準 鉱油 5mg/L以下

海洋汚染防止法

法第4条 船舶からの油の排出の禁止 潤滑油(鉱油)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(法2条化学物質)

該当しない

廃棄物処理法

産業廃棄物

16 その他の情報

引用文献

JIS Z 7253

NITE(独立行政法人製品評価技術基盤機構)ホームページ

記載内容は現時点での入手できる資料、情報、データにもとづいて作成しておりますが、含有量、物理化学的性質、危険有害性等に関しては、いかなる保証をなすものではありません。この情報は新しい情報を入手した場合、追加又は改訂されることがあります。又、注意事項は通常の取扱いを対象にしたものですので、特別な取扱いをする場合には、用途、用法に適した安全対策を実施の上、ご利用下さい。